

**毛呂山町立小・中学校
教育職員に関する業務量管理・
健康確保措置実施計画**

**令和8年4月
毛呂山町教育委員会**

はじめに

近年、社会の急激な変化の中で、学校が抱える課題はより複雑化、困難化している。次代を支える子供たちへの教育を進めていくためには、社会状況に応じた学校教育の改善・充実が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、文部科学省では、平成28年度に小中学校400校のフルタイム勤務職員を対象に教員の1日、1週間当たりの学内勤務時間、持ち帰り業務時間等の勤務実態調査を実施した。その結果、小学校では33.5%中学校では57.6%の教員が週60時間以上勤務していることがわかり、看過できない勤務実態が浮き彫りとなった。

平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年1月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示された。それを受け、文部科学省は「在校等時間」の超過勤務の上限を原則1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と勤務時間の上限の目安を示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示した。

これまでの経緯を踏まえ、埼玉県教育委員会より令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」が策定され、教職員が子供たちの指導に専念し、教育の質の維持向上を目指す取組が示された。

本町においても、これまでに実施された勤務時間調査において、町立小・中学校教職員の長時間勤務の実態が明らかとなった。

本町の学校教育の基本理念である『地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校づくり』を推進するためには、教職員の職場環境の整備が必要不可欠であり、真に豊かでゆとりある生活の実現（＝ワークライフバランスの実現）が大切となる。子供たちの豊かな学びや健やかな成長のためには、教職員自身が元気でいきいきと働けることが重要である。

毛呂山町教育委員会では、今後も教職員が子供たちの指導に専念できるよう教職員の働き方改革を進め、教育の質の維持向上に取り組んでいく。

学校における働き方改革の基本的な考え方

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る。

埼玉県教育委員会が平成28年度に実施した「勤務状況調査」により、教員の在校時間が長時間傾向となっていることが明らかになった。

今後、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けるとともに、新学習指導要領が実施され、「道德の教科化」、「外国語活動・外国語科」、「プログラミング教育」、「総合的な探究の時間」等の新たな科目等への対応や中・高学年の週当たりの授業時間数の増加への対応等により、更なる時間の確保が必要となっている。

そのような中、教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れない。毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく全ての教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

このため、毛呂山町教育委員会では、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした「基本方針」を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとする。

2 調査から見てきた教諭の働き方の現状（埼玉県教育委員会平成28年度調査）

（1）在校時間

①勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日を除く）

〔小学校〕 78.5% 〔中学校〕 81.2%

②勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合（土日を除く）

〔小学校〕 23.4% 〔中学校〕 31.6%

（2）勤務時間を除いた在校等時間における主な執務内容

〔小学校〕 授業準備 44.2% 学級経営 25.6%

〔中学校〕 授業準備 32.2% 部活動 24.7%

「勤務状況調査」では、(1)のとおり、勤務時間及び土日を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合や、80時間を超える教諭の割合が高いことが分かった。厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によると、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症と業務との関連性が「徐々に強まる」とされている。また、当該疾患の発症前2か月から6か月間平均で、月当たりの時間外労働が80時間を超

えた場合は、発症と業務との関連性が「強い」とされている。

(2)の「勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容」からは、小・中学校共に「授業準備」が上位であること、中学校では部活動の割合が高く、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第7条に規定されている、いわゆる「超勤4項目」以外の業務に教諭が対応している時間が長時間化している実態が生じていることが明らかになった。

本町小・中学校における、令和3年6月・11月の勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間・80時間を超える教諭の割合は、次の表の通りである。

○毛呂山町立小・中学校における勤務時間を除いた教職員の1か月の在校時間の割合
[令和3年度勤務状況調査 休日（週休日を含む）]

	小学校		中学校	
	45時間超	80時間超	45時間超	80時間超
6月	48.4%	7.8%	56%	30.2%
11月	51.6%	4.8%	63%	22.5%

3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

「2 調査から見えてきた教諭の働き方の現状」から、教諭の在校時間の長時間傾向が明らかとなり、「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が解決すべき課題となっている。

4 目標

教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学省）」で規定された「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」とする。

「2 調査から見えてきた教諭の働き方の現状」から明らかとなった「3 課題」を解決するために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」を踏まえ、以下のように毛呂山町における目標を策定した。

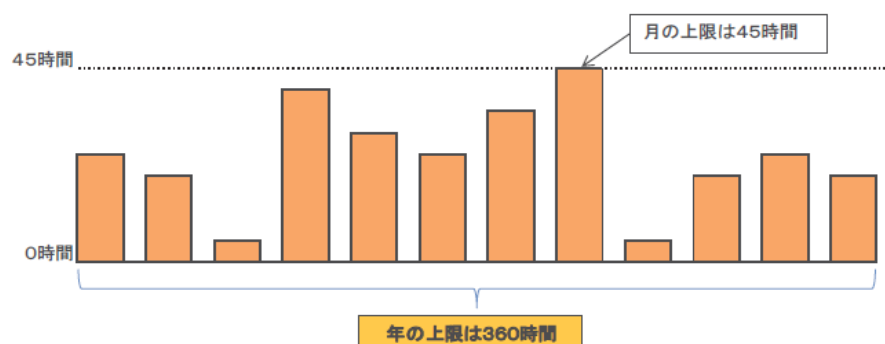
この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、全ての毛呂山町立学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとする。教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する

教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学省）」で規定する以下(1)及び(2)とする。

(1) 原則、以下のア及びイを満たすものとする。

ア 1か月の超過勤務が45時間以内

イ 1年間の超過勤務が360時間以内



(2) 特例的な扱い

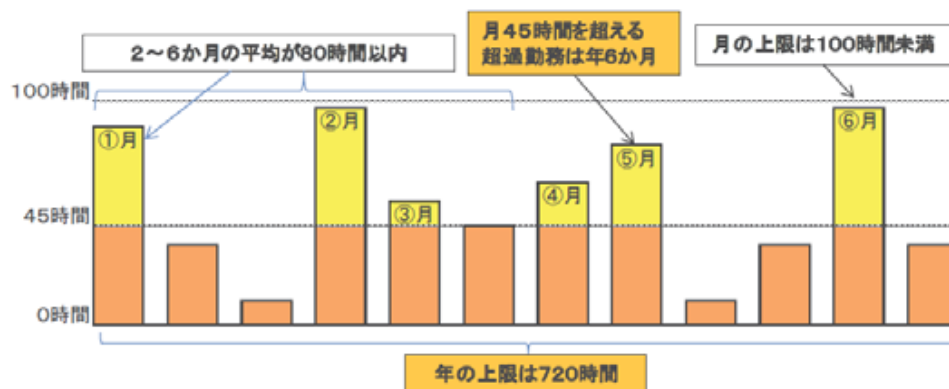
子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、以下のア及びイを満たすものとする。

ア 1年間の超過勤務が720時間以内

イ ① 1か月の超過勤務が100時間未満

② 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月当たりの平均が80時間以内

③ 1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで



ここでいう在校等時間の超過勤務とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とする。なお、行政職員等（事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員）については、労働基準法第36条に規定されている、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、全ての毛呂山町立学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとする。

小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組

1 教職員の健康を意識した働き方の推進

週休日の振替や休暇等が安心して確実に取得できる職場環境の推進

- ・週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会等で指導する。
- ・教職員に対して、「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深める。
- ・職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指す。
- ・産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援する。

労働安全衛生法に基づく職場改善

- ・全教職員に対しストレスチェックを実施し、結果によっては専門家からの指導を受けることを勧める。

教職員の健康管理の推進

- ・ICカードによる在校時間の記録をとり、管理職が教職員の勤務実態を把握し、適切な指導を行い、健康管理に生かす。
- ・県の研修会等に積極的に参加し、先進の事例や業務改善の取組を市内小・中学校へ紹介していく。

2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

毛呂山町教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる負担軽減

- ・町教育委員会が独自に行っている研修に関して、内容の見直しや実施方法の工夫などを進めていく。

学校への調査や訪問等における負担軽減の推進

- ・新たな施策、調査等をする場合は、スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。
- ・町教育委員会や西部教育事務所等による学校訪問について、過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況への配慮をする。

教職員の専門性の観点から優先順位を付けて業務を削減

- ・各種教科団体等が行う文化的行事や展覧会等について、内容の見直しや実施方法の工夫などを行うよう働き掛けるとともに、町教育委員会が実施する行事や展覧会等についても、同様に見直しや実施方法の工夫を行う。

3 教職員の負担軽減のための条件整備

教育条件整備

- ・県で実施している中学校 1 年生における少人数学級編制に則り、引き続き申請を行う。

専門職員の配置及び障害者雇用の推進

- ・多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び相談員の配置と運用を工夫する。
- ・県と連携し、障害者会計年度任用職員の配置を進めるとともに、障害者が働きやすい職場をつくるため、必要に応じて支援員の配置などを県に要望する。

業務の効率化の推進

- ・校務支援システムを活用することで、事務処理に係る負担軽減を図る。
(学校日誌の作成、児童生徒の名簿の管理、出欠席の管理、成績処理、指導要録の作成、保護者へのメール配信 など)
- ・学習用タブレット端末を始めとする ICT 機器を活用することで、負担軽減を図る。
(アンケート集計作業の効率化、教材作成の効率化 など)

4 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ・県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図る。
- ・「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、コミュニティ・スクールの取組の充実を図る。

「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の促進

- ・学校に対し、「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、適正に実

施するよう引き続き働き掛ける。

- ・学校に対し、緊急連絡先などの周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働きかける。

「毛呂山町立中学校の部活動の方針」の推進

- ・学校に対し、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動の方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働きかける。